

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 日雇労働者等技能講習事業

厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業概要について

- 本事業は平成 26 年度より市場化テストの対象となっており、今回 2 期目。
- 事業内容は、日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者を対象として、就業の可能性を高めるとともに常用雇用等のより安定した雇用への移行の促進を図ることに資する技能を身につけさせるために、5 地域（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）7 区分において、必要な講習について、講習の企画、対象者の募集・人選、個々の技能講習実施機関の選定と同実施機関との調整、同実施機関への対象者の送り込み、及びそれに付随する業務一切を行うもの。
- 市場化テスト導入前は企画競争による単年度契約により一者応札が継続していたところ、平成 26 年度の市場化テスト（契約期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 1 年間）の実施に当たっては、入札参加資格の見直し、入札スケジュールの前倒し、入札手続の見直し、総合評価落札方式の実施、従来の実施状況の開示等を行ったが、すべての区分で一者応札となり、落札者もすべて市場化テスト実施前と同じ結果となった。
- 今年度の市場化テスト（契約期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の実施に当たっては、さらなる新規参入促進のため、受講者アンケート結果を踏まえたディスインセンティブ条項の削除、アンケート様式の一部削除による受託者負担の軽減、従来の実施状況に関する情報の開示の拡大を行うこととした。

### 2. 実施要項案の審議結果について

#### ○ 事業の目的について

##### 【論点】

本事業において講習受講者の認定に係る手続きが受託者にとり大きな業務のウェイトを占めるのであれば、「事業の目的」でも当該業務について言及すべきではないか。

##### 【対応】

「事業の目的」について修正を行い、ここで受講者認定に係る手続きにも言及することとした。（資料 13-2 3 頁、22 頁）

### ○ 受講者アンケートについて

#### 【論点】

受講者アンケートについて、不正回答を防止する措置を検討すべきではないか。

#### 【対応】

受託団体による不正回答を防止するため、実施要項（案）7（2）「厚生労働省による調査への協力」に規定する立ち入り検査の際に、受講修了者が記載したアンケートを確認し、似ている筆跡のアンケートが複数無いかなど、不正が疑われる不自然なものが無いか確認を行っていくこととする。また、実施要項（案）7（6）⑭（オ）には、虚偽の報告を行った場合には契約を解除できる旨が規定されており、こうした規定について説明会などの際に重点的に説明をすることで不正を予防していくこととする。（資料13-2 12頁、15頁）

### ○ 評価基準について

#### 【論点】

実施要項（案）別紙3の評価項目「3 その他」の（2）において、評価のポイントが「対象者に係る支援事業の実施状況から『推定する』」とされているが、他に適切な表現がないか検討してはどうか。

#### 【対応】

評価のポイントに係る趣旨が明確となるよう、当初の表現から「対象者に係る支援事業を実施し、成果をあげた実績があるかどうか」との表現に修正を行った。（資料13-2 8頁、52頁）

### ○ 業務フローの説明について

#### 【論点】

本事業における講習受講者の認定に係る手続きについて、受託者及びハローワークが実施する業務が具体的に何であるか、業務フロー図等においてより分かりやすく示してはどうか。

#### 【対応】

実施要項（案）別紙4の従来の実施状況に関する情報の開示「4. 従来の実施方法」において、受講者の認定に係る手続きに関する業務として、受託者による⑤受講者認定依頼と、ハローワークによる⑥受講者認定決定通知を新たに追加し、具体的な業務の流れを示すこととした。（資料13-2 55頁）

## 3. パブリック・コメントへの対応について

平成27年9月11日から9月24日まで意見募集を行ったところ、実施要項（案）について特段の修正を要するような意見は出されなかった。

以上